

住 民 異 動 届

該当する事由に✓

※処理欄 (特例転入・特例転出・紙転出)

部・一部 → 全部・一部

異動日	令和●●年●●月●●日	異動事由	<input checked="" type="checkbox"/> 転入届(市外から) <input type="checkbox"/> 転居届(市内異動) <input type="checkbox"/> 転出届(市外へ) <input type="checkbox"/> 世帯合併届 <input type="checkbox"/> 世帯分離届 <input type="checkbox"/> 世帯主変更届 <input type="checkbox"/> 転出取消届 <input type="checkbox"/> その他()	届出日	令和●●年●●月●●日
住所	新しい住所	●●県●●市●●5丁目5番5号	※処理欄(方:) 世帯主 多賀城 太郎	届出人	多賀城 太郎 (多賀城印)
	※処理欄(生:)	●●県●●市●●5丁目5番5号	世帯主 多賀城 太郎	異動者との関係	本人・同一世帯人・その他
	今までの住所	●●県●●市●●5丁目5番5号	※処理欄(方:) 世帯主 多賀城 太郎	連絡先電話番号	022 - 368 - 1141

※以下に該当する方は、①～③の該当する番号に○を付けてください。

- ・【転入・転居届の方】新しい住所(同一世帯)に、既に住んでいる方(今回異動する方を除く。)はいますか? (①いる ②いない ③分からない)
- ・【転出・転居届の方】今までの住所(同一世帯)に、残って住んでいる方はいますか? (①いる ②いない ③分からない)
- ・【世帯主が変更になる方】多賀城市内の御家族(同一世帯)で国保に加入している方はいますか? (①いる ②いない ③分からない)
- ・【転入・転居届の方(集合住宅を除く。)]新しい住居は、概ね半年以内に新築・建て替えたものですか? (①はい ②いいえ ③分からない)

※処理欄

【同一世帯】

該当する番号に○

氏名 (異動する方全員を記入してください。)	世帯主から見た続柄		生年月日	性別	健康保険	カードの有無等		※処理欄
	今までの住所	新しい住所				住民基本台帳カード	マイナンバーカード	
1 氏名: たがじょう 太郎 多賀城 太郎	世帯主	同	大正・昭和・平成・令和 25年 2月 5日	男	国保 社保他	有 無 変更・後日返納	有 無 後日返納	印字 <input type="checkbox"/> 券面更新(転居) <input type="checkbox"/> 継続利用(転入) <input type="checkbox"/> 署名用:失効・発行
2 氏名: たがじょう はなこ 多賀城 花子	妻	同	大正・昭和・平成・令和 27年 2月 7日	女	国保 社保他	有 無 変更・後日返納	有 無 後日返納	印字 <input type="checkbox"/> 券面更新(転居) <input type="checkbox"/> 継続利用(転入) <input type="checkbox"/> 署名用:失効・発行
3 氏名: たがじょう じろう 多賀城 次郎	子	同	大正・昭和・平成・令和 51年 5月 1日	男	国保 社保他	有 無 変更・後日返納	有 無 後日返納	印字 <input type="checkbox"/> 券面更新(転居) <input type="checkbox"/> 継続利用(転入) <input type="checkbox"/> 署名用:失効・発行
4 氏名: たがじょう つぎこ 多賀城 次子	子の妻	同	大正・昭和・平成・令和 53年 5月 3日	女	国保 社保他	有 無 変更・後日返納	有 無 後日返納	印字 <input type="checkbox"/> 券面更新(転居) <input type="checkbox"/> 継続利用(転入) <input type="checkbox"/> 署名用:失効・発行
5 氏名: たがじょう さぶろう 多賀城 三郎	子の子	同	大正・昭和・平成・令和 16年 1月 6日	男	国保 社保他	有 無 変更・後日返納	有 無 後日返納	印字 <input type="checkbox"/> 券面更新(転居) <input type="checkbox"/> 継続利用(転入) <input type="checkbox"/> 署名用:失効・発行

※マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード等を所持している方は、カードの提出が必要です。(転入・転居のみ)

※本人又は同一世帯人以外の方からの届出には、委任状(委任者の署名・押印のあるもの)が必要です。

※虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料に処される場合があります。

※住居表示実施地区(住所が「丁目」の地区)に住居を新築・建て替えた場合は、事前に「建物等新築届出書」の提出が必要です。

備考 異動後世帯主 同住所別世帯 その他